

平成 28 年 4 月 15 日

## 平成 28 年熊本県熊本地方の地震により被害を受けられた皆さまへ

このたびの地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

### 被害のご連絡窓口

お客さまからの被害（\*）のご連絡は、以下の受付窓口またはご契約の取扱代理店で承っております。

事故受付専用フリーダイヤル（24 時間 365 日受付）

**0 1 2 0 - 4 9 2 - 5 8 5**

\* 賃貸住宅生活者総合の「地震災害費用」で補償される場合に限りです。

### 災害救助法適用に伴う特別措置のご案内

地震の被害により、熊本県内の全市町村に災害救助法が適用されました。これに伴い、弊社では適用地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に以下の特別措置を実施いたします。

#### ① 保険契約の継続手続き

災害救助法が適用された日から、2ヶ月以内に満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、災害救助法が適用された日から2ヶ月以内に継続手続きくだされば、保険契約が継続されたものとしてお取扱いいたします。

#### ② 保険料の払込

災害救助法が適用された日から、2ヶ月以内にお支払い頂くべき継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から2ヶ月を限度にその払込を延期することができます。

本件に関するお問い合わせ、ご相談は以下の担当窓口で承っております。

〒283-0068 東金市東岩崎 15-6

**ジック少額短期保険株式会社**

電話：0475-50-2240（平日の午前9時30分～午後5時）